

狭あい道路における建築パトロールを実施しました！

～セットバック部分の実態調査と拡幅整備の重要性をPR！～

幅員4メートル未満の道路（以下、「狭あい道路」という）は、日常生活における通行の問題ばかりでなく、地震や火災などの災害時には、消防や救急活動に支障をきたします。

そのため、本市では狭あい道路拡幅整備事業により道路の拡幅を促進し、安全で快適な災害に強いまちづくりを進めています。

建築物の建て替え等の際には、セットバック（※1）が必要となりますが、セットバックした部分に建築物や塀等を築造する、プランター等の障害物を設置するなど、再び通行に支障をきたす事例があります。

そこで、狭あい道路の状況を把握し、「適切な維持管理の啓発による未然防止」と「狭あい道路拡幅整備事業のPR」のために、パトロールを実施しました。

（※1）原則、道路の中心線からの水平距離2mの位置までを道路とみなすため、その部分に建築物・塀等を築造できません。

1 パトロールの概要

- ◆**実施期間** 平成30年11月12日（月）～11月22日（木）
- ◆**対象地域** 中区 青葉区 都筑区 栄区 瀬谷区
- ◆**対象物件** 整備促進路線（※2）に接する土地において、平成29年4月1日～平成30年5月31日に検査済証（※3）が交付されている建築物：55件
- ◆**調査方法** 違反对策課と建築防災課の職員が対象地域を巡回し、確認しました。
（※2）「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」（平成7年施行）に基づき、特に整備の促進を図る必要があると認め市長が指定した路線。
（※3）建築物の完了検査において、建築基準関係規定に適合している場合、建築主に対して検査済証が交付されます。

2 パトロールの実施結果

- ◆**建築物等の築造：2件**
セットバック部分に階段が一部突出している物件が1件、シャッターボックス等が一部突出している物件が1件ありましたので、今後、是正するよう指導していきます。
- ◆**障害物の設置：4件**
建築基準法違反には該当しませんが、セットバック部分にはみ出して車を駐車している物件が3件、プランター等を設置している物件が1件ありましたので、所有者に移動するようお願いしました。

3 狭あい道路拡幅整備のPR活動

◆PR件数：533件

パトロールを実施した整備促進路線沿いの所有者等に対して、セットバック部分の適正な維持管理を呼びかけるチラシ（図1）や、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づいた拡幅整備事業のリーフレット（図2）を配布し、本市の拡幅整備の取組や助成制度の内容についてPRを行いました。



図1



図2

4 今後の取組

- ◆既にセットバックを行った土地の所有者等には、再突出の防止に向けてセットバック部分を道路形態に整備するように助成制度の活用を促します。また、セットバック部分の状態の把握に努め、障害物の設置防止に向けて、適切な維持管理を働きかけます。
- ◆これからセットバックを行う土地の所有者等には、拡幅整備事業のPR等により、助成制度を活用した塀等の除去・移設や舗装工事を働きかけます。

お問合せ先		
違反建築物の是正指導について	建築局違反對策課長 曾根 進	Tel 045-671-3855
狭あい道路の拡幅整備について	建築局建築防災課 がけ・狭あい担当課長 山本 和弘	Tel 045-671-2959